

がんばろう！東北

記者発表資料

平成23年6月27日
東北地方整備局

平成22年度「建設業法令遵守推進本部」の 活動結果について

～114社116件に立入検査、37社に勧告を実施～

東北地方整備局では、建設投資が減少し価格競争が激化する中、建設業者の法令違反行為への対応を強化し、建設生産物の品質を確保するとともに、公平・公正な元請下請契約の推進を図るため、平成19年4月1日に「建設業法令遵守推進本部」（以下、「推進本部」という）を設置し、建設業者への指導・監督を行っています。

この度、平成22年度の「推進本部」の活動結果がまとまりましたので、別紙のとおりお知らせします。

<発表記者会 : 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局 電話 022 (225) 2171 (代表)

建政部 計画・建設産業課

建設業適正契約推進官 あべ まさたか 阿部 正隆 (内線 6119)

建設専門官 かしわざき いくお 柏崎 郁夫 (内線 6142)

平成22年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果について

1. 推進本部に寄せられた通報件数及び法令違反疑義情報

- ・ 推進本部に寄せられた通報件数 73件 (40件)
- （うち法令違反疑義情報の件数 14件 (4件)）

【法令違反疑義情報の例】

- ◆元下請負契約関係（契約書面の交付義務違反、下請代金額の決定方法不適切）
- ◆施工現場法令違反関係（現場技術者専任義務違反）
- ◆その他（営業所専任技術者不設置、無許可業者との契約締結）等

※（ ）内数は「駆け込みホットライン」に寄せられた件数

2. 建設業者に対する立入検査等の実施件数

- ・ 立入検査、報告聴取の件数 114社 116件

3. 監督処分・勧告の実施概要

- ・ 「営業停止」（建設業法第28条第3項） . . . 16社（他法令違反）
- ・ 「勧告」（建設業法第41条第1項） . . . 37社 62件

【勧告内訳】

- ◆下請契約に係る契約書面の適正交付 28件
- ◆下請代金の支払に係る法定支払期限の遵守 . . . 22件
- ◆契約締結書面を適切な時期に交付 11件
- ◆その他 1件

4. 「建設業取引適正化推進月間」（平成22年11月創設）【別添（参考）参照】の実施内容

※建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、昨年新たに「建設業取引適正化推進月間」を創設し、法令遵守に関する活動を行った。

- ・ 知事許可業者に対し、県との「共同立入検査」を実施
- ・ 建設業者等を対象として法令遵守に関する「講習会」を開催
- ・ 「ポスター」の配布、掲示等
- ・ 「ホームページ」を通じた広報

5. 平成23年度における活動方針

下請取引に関する法令違反疑義情報が多数寄せられていることを踏まえ、取引の適正化に関する取組を引き続き実施するとともに、法令違反については重点的に取り組む事項を定め、立入検査、指導監督を実施します。

また、建設産業戦略会議でとりまとめられた方針を踏まえ、法令遵守の更なる推進に関する取組を行います。

※当発表は東北版であり、国土交通本省において、全国全体での「推進本部」の活動結果について記者発表しております。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000117.html

平成22年8月

「建設業取引適正化推進月間」の創設について

1. 趣 旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要がある。

このため、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、「建設業取引適正化推進月間」を創設し、法令遵守に関する活動を行うものである。

2. 期 間

毎年11月（11月1日～30日）

3. 主 催

国土交通省、都道府県

4. 実施内容

- (1) ポスターの配布・掲示等
- (2) 新聞、機関誌、ホームページ等を通じた広報
- (3) 建設業者等を対象とした講習会等の開催
- (4) 立入検査等の実施
- (5) その他

①上記のほか、地方整備局等及び各都道府県において自主的な事業の実施に努める。

②各年度の具体的な実施事業については、建設業取引適正化推進月間事務局が各年度の実施要領において別途定める。

5. 取組体制

地方整備局等及び各都道府県との調整を図りながら、毎年を取組を決定するため、国土交通省総合政策局建設業課に「建設業取引適正化推進月間事務局」を置くこととする。